

# 法学研究 第七十三巻

(平成十二年 自十一号 至十二号)

# 総目次

## 論 説

一九九〇年代における日本・EU関係の発展	一	田中俊郎
――期待と懸念――		
国際的租税情報交換	一	木村弘之亮
試練の時代の日中関係	一	窪国分良成
樺太問題と対露外交	一	笠原英彦
日本のPKO政策	一	添谷芳秀
――政治環境の構図――		
安全保障政策と情報	一	赤木完爾
――情報と政策決定に関する覚書――		
自由民権運動史上の広瀬重雄	一	寺崎修
日中戦争下の反英論	一	玉井清
――天津租界封鎖問題と新聞論調――		
フィリピン独立戦争と日米比関係	一	平間洋一
武徳会ページ	一	増田弘

号 頁

「無条件降伏」と日本	一三〇	波多野澄雄
太平洋問題調査会（IPR）とインクワイアリー問題	一三一	片桐庸夫
— 第七回ヴァージニア・ビーチ会議不参加への道程を中心として —		
外務省地域局の成立にかかわる一考察	一三六	井上勇一
満鉄改組問題をめぐる政治的攻防	一四三	浜口祐子
— 一九三〇年代半ばを中心として —		
憲政会の外交から幣原外交へ	一四四	波多野勝
— 憲政会の外交方針と第二次奉直戦争 —		
アジア太平洋の安全保障システムとロシア	一四六	小澤治子
— 日米口関係との関連で —		
戦後日本の近代史認識	一五〇	黒澤文貴
商法における立法者の意思	一五一	加藤修
剰余主義・引受主義のドイツ的構造と根拠	一五三	斎藤和夫
— 立法史的研究の方法論的定立のために —		
近時における企業会計法の展開	一五七	宮島司
営業譲渡と競争禁止義務	一五九	山本爲三郎
会社組織および活動の柔軟性	一六三	鈴木千佳子
— フランスの簡易株式制会社社について —		
著作者保護と著作権法	一六七	小宮山宏之
議員立法によるストック・オプション制度管見	一七〇	阪埜光男
近時最高裁判決と民法七二四条後段の二〇年期間	一七五	内池慶四郎

反應・横槍法人論……………	二二五	倉沢康一郎
いわゆる執行役員制度について……………	二二三	竹中 正明
銀行により不渡付箋の付された手形の裏書と手形法二〇条一項……………	二二〇	近藤 龍司
「会社業務執行役員制」考……………	二一五	大賀 祥充
登記簿上の取締役の対第三者責任に関する一考察……………	二一九	黄 清 溪
陸上物品運送人の損害賠償事由と賠償額の関係……………	二一三	久留島 隆
商法における計算書類開示制度の意義……………	二一〇	島 原 宏 明
根拠地における党と農民(一)……………	二〇一	高橋 伸 夫
― 鄂豫皖根拠地、一九三一年―一九三五年―		
ケンブリッジ・パラダイムの批判的継承の可能性に関する一考察(二・完)……………	一三三	堤 林 劍
― パラドックスの連鎖を手掛かりとして―		
行政改革における責任と参加……………	一四一	大 山 耕 輔
― 日本の原子力政策プロセスのケース―		
根拠地における党と農民(二・完)……………	一四七	高 橋 伸 夫
― 鄂豫皖根拠地、一九三一年―一九三五年―		
生活史調査の意味論……………	一五一	有 末 賢
株券発行前の株式譲渡・権利株譲渡の効力……………	一五九	来 住 野 究
一九九九年・二〇〇〇年エコロジー税制改革……………	一六一	木 村 弘 之 亮
― ドイツ環境税法の新展開―		
ブラジルにおける公証及び登記制度……………	一六三	キヨウイチ・キクタ
ブラジルの法律における離別と離婚……………	一七一	ツヨシ・オオハラ

日本法における離婚および法改正の方向……………	七	九	犬伏 由子
F・A・ハイエクと国家の問題……………	七	三	萬田 悦生
アングロアメリカ法における合意と約束とその効力 (一) — 歴史的視点を加えて —……………	八	一	西川理恵子
預状と預置制度の成立……………	八	七	漆原 徹
ブラジルにおけるTRIPS協定の適用について……………	九	一	ニートン・シルベイヤ
TRIPS協定における並行輸入問題……………	九	九	田村 次朗
永井柳太郎の日中提携論……………	九	三	坂本 健蔵
— 第一次大戦期を中心に —……………			
冷戦後の国際関係理論 (一)……………	十	一	赤木 完爾
アングロアメリカ法における合意と約束とその効力 (二) — 歴史的視点を加えて —……………	十	三	西川理恵子
国家の生成と崩壊……………	十	一	田中 宏
— ホッブス理論の国際政治への拡張 —……………			
冷戦後の国際関係理論 (二・完)……………	十	三	赤木 完爾
アングロアメリカ法における合意と約束とその効力 (三・完) — 歴史的視点を加えて —……………	十	三	西川理恵子
株主総会における特別決議の定足数……………	十	一	加藤 修
企業再編法制における債権者保護の法理……………	十	三	宮島 司

不正な証券取引の禁止……………	三三	並木和夫
―証券取引法一五七条一号(旧五八条一号)の意義と展開―		
商号をめぐる排他性と現行法規整の問題点……………	三五	山本爲三郎
フランス簡易株式制会社の一九九九年改正について……………	三五	鈴木千佳子
インターネットの普及と著作権法……………	三〇三	小宮山宏之
代表取締役制度の半世紀……………	三二七	倉沢康一郎
投資法人の統治機構……………	三二七	竹中正明
―株式会社との対比において―		
権利外観理論の現代的意義……………	三一三	大賀祥充
自己宛小切手の喪失と事故届……………	三一七	近藤龍司
一人会社の設立……………	三二九	安井威興
手形の署名制度とその諸問題……………	三二九	黄清溪
商事売買における買主の瑕疵通知義務が成立するための要件*	三二七	久留島隆
商法における時価会計の意義……………	三三三	島原宏明
研究ノート		
近代日本における衛生行政の変容……………	四	笠原英彦
―「十九年の頓挫」の実相―		
正当防衛における防衛行為の必要性・相当性……………	八	林小径

資 料

法哲学の課題と立場……………	三	峯村光郎
特殊社会学と体系的一般社会学……………	四	米山桂三
ボン基本法の基本権と強制執行法の交錯……………	五	石川明
— ゲルハルト・リュケ教授の論文を読んで —		
日本問題……………	五	ヒュー・バイアス
カモコ号事件 (パナマ対フランス) 船舶積放判決……………	六	内山秀夫 / 訳 増田修代 / 訳
EU の消費者保護法に関する一考察……………	七	青木隆 / 訳 ミヒェルマーティネツク 入稻福智 / 訳
— EC のタバコ指令に関する一考察 —	八	トーステン・シュタイン 入稻福智 / 訳
EC による権限の濫用か……………	八	トーステン・シュタイン 石川明 / 訳
執行における憲法上の近時の諸問題……………	九	石川明 / 訳
ドイツ新倒産法における一括清算ネットティング (上)……………	九	カール・ベンツラー マーク・ベンツラー 村上康二 / 訳
— 『法律講義案集』の伝える明治中期法学教育 —	十	岩谷十郎 / 監修 森征一 / 監修 法文化研究会

	ドイツ新倒産法における一括清算ネットティング(下)	十三	カウチン・エネベグト マーク・ペンツラー
	ウイグモア宛ボアソナード書簡一四通の解題的研究	十二	村上康二郎
	— 民法典論争と二人の外国人法律家 —	十二	岩谷十郎
	日本における北欧刑事法・犯罪学研究	十一	坂田仁
	判例研究		
	〔商法〕		商法研究会
三九八	団体定期保険契約における被保険者の同意の方法および被保険者の同意を欠く他人の死亡の保険契約の効力	三	鈴木達治
三九九	株主総会議長による退場命令が違法でないこととされた事例	四	加藤修
四〇〇	営業譲渡を受けて設立した会社が取引関係者に対し人的・物的設備を承継し設備配管の事業を承継する旨の挨拶状を配布した場合と商法二八条の責任	五	池島真策
四〇一	経営が悪化した会社の資金捻出のため売れ残った販売用不動産を時価より高額に購入したことにつき取締役の会社に対する責任が認められた事例	六	藤田祥子
四〇二	従業員を被保険者とする生命保険契約により会社が受領した死亡保険金につき遺族の会社に対する引渡請求が棄却された事例	七	堀井智明
四〇三	商法二八〇条ノ三ノ二の規定に違反する新株発行の効力	八	岡本智英子
四〇四	自己株式を違法に取得した会社がこれを完全子会社に譲り渡して処分させたことと当該完全子会社に損害が発生した場合の親会社取締役の親会社に対する責任—片倉工業事件控訴審判決—	九	杉田貴洋

四〇五 従業員を被保険者とする会社締結の団体定期保険等における被保険者の同意の意義

十一 宮 島

司

四〇六 違法な抵当証券商法の被害者から抵当証券販売会社の名目的取締役らに対する商法二六六条の三第一項所定の第三者に対する損害賠償責任が否定された事例

十二 加々美 博久

〔最高裁判事例研究〕

三五四 昭三〇一五 最高裁判集九卷九号一〇一二頁

三 渡 辺 森 児

三五五 昭三〇一六 最高裁判集九卷一〇号一二四二頁

四 蒲 原 英 子

三五六 昭三〇一七 最高裁判集九卷一〇号一一九七頁

五 村 上 康 二 郎

三五七 平九 八 最高裁判集五一卷八号三六五七頁

六 三 木 浩 一

三五八 平一一 一 最高裁判集五三卷三号四二〇頁

八 工 藤 敏 隆

三五九 昭三〇一八 最高裁判集九卷九号一一三九頁

九 堀 竹 学

三六〇 平一〇 三 最高裁判集五二卷四号一二二五頁

十 石 渡 哲

三六一 平一一 二 判例時報一六九五号七五頁、判例タイムズ一〇一八号二二七頁

十一 大 濱 しのぶ

〔民集未登載最高裁判事例研究〕

民事訴訟法研究会

5 甲地のうち乙地との境界の全部に接続する部分を譲り受けた乙地所有者と残部分を譲り受けた者とが甲乙両地の境界確定の訴えの当事者適格を有するとされた事例

七 坂 原 正 夫

最高裁判平成一一年二月二六日第二小法廷判決（最高裁平九（オ）第一〇四号）、境界確定等請求本訴、同反訴事件、判例タイムズ一〇〇一号八四頁

紹介と批評

重層的構造について……………三二五 吉原直樹

―有未賢『現代大都市の重層的構造』を読む―

小林良彰編著『地方自治の実証分析―日米韓三カ国の比較研究―』……………三二三 森正

笠井修著『保証責任と契約法理論』……………六二七 北居功

故ルドルフ・ジーヴァーツ、ハンス・ヨアヒム・シュナイダー編

『犯罪学大辞典第五巻補遺と総合索引』……………一六七 宮澤浩一

特別記事

孫治根君学位請求論文審査報告……………四一七

宮澤秀爾君学位請求論文審査報告……………四一四

小澤治子君学位請求論文審査報告……………五一五

細谷雄一君学位請求論文審査報告……………五一三

佐藤晋君学位請求論文審査報告……………五一三

小川恒夫学位請求論文審査報告……………一〇七

徐承元学位請求論文審査報告……………七一六

肥塚肇雄学位請求論文審査報告……………七二六

遠矢浩規君学位請求論文審査報告……………八一六

申志鎬君学位請求論文審査報告……………八一七

佐藤公俊君学位請求論文審査報告……………八一七

サンドラ光江小野里君学位請求論文審査報告	九一七
高島正夫先生追悼記事	六一七